

特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

1 利用定員の設定について

特定地域型保育事業の利用定員とは、小規模保育事業所などの地域型保育事業を実施している施設が、特定地域型保育事業として地域型保育給付の支給対象施設としての確認を受ける際に、事業者からの申請に基づき、市が認可定員の範囲内で設定する定員のことです。

2 意見聴取の概要について

利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、子ども・子育て会議等の審議会の意見を聴くこととなっていることから、下記3の施設について、八千代市子ども・子育て会議の意見を聴取します。

3 利用定員を設定する施設

【ことり保育園 勝田台園】

設置・運営者	株式会社 give&give						
代表者名	代表取締役 成島 陽子						
施設名	ことり保育園 勝田台園						
種別	小規模保育事業 A型						
所在地	八千代市勝田台1-17-4						
開設予定日	令和元年11月1日						
認可定員	17名						
利用定員(案)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	3名	8名	6名	—	—	—	17名